

公益財団法人岩手県南技術研究センター代専決規程

平成 25 年 6 月 3 日

規程第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人岩手県南技術研究センター（以下「センター」という。）における事務の円滑かつ敏速な執行を期するとともに、責任の範囲を明らかにするため、事務処理の代決及び専決に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 理事長及び専決権者が事務の処理に関し意思決定することをいう。
- (2) 代決 副理事長以下の理事及び職員が上司の不在のとき、上司に代わってその事務を決裁することをいう。
- (3) 専決 副理事長以下の理事及び職員がこの規程に定める事務を決裁することをいう。

(理事長不在のときの代決)

第 3 条 理事長が不在のときは、副理事長がその事務を代決する。

- 2 理事長及び副理事長がともに不在のときは、所長がその事務を代決する。

(専決事項の代決)

第 4 条 副理事長が不在のときは、所長が、所長が不在のときは、事務局長が、その事務を代決する。

- 2 所長が不在のときは、事務局長が、事務局長が不在のときは、事務局次長が、その事務を代決する。
- 3 事務局長が不在のときは、事務局次長が、事務局次長が不在のときは、所管の部長が、その事務を代決する。
- 4 事務局次長が不在のときは、所管の部長が、その事務を代決する。

(代決の制限)

第 5 条 代決者は、次の各号のいずれかに該当する事項を代決することができない。ただし、あらかじめ指揮を受けたとき、又は特に緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 重大又は異例に属する事項
- (2) 紛議論争がある事項又は処理の結果、紛議論争を生ずるおそれがある事項
- (3) 上司において事案を了知しておく必要があると認められる事項

(代決処理及び後閲)

第6条 第3条及から前条までの代決は、代決者が処理案原議の当該欄に代決の表示をなし、それに押印することにより行う。

2 前項の規定により代決した場合は、必要に応じ「後閲」と朱書し、速やかに閲覽を受けなければならない。

(専決事項)

第7条 事務局長の専決事項は、別表第1のとおりとする。

2 事務局次長の専決事項は、別表第2のとおりとする。

(専決の制限)

第8条 事務の内容が第5条に該当する事項については、前条の規定にかかわらず専決することができない。

附 則

この規程は、平成25年6月3日から施行する。

別表第1（第7条第1項関係）

事務局長の専決事項
① 事務局職員の出張命令及び復命書の査閲に関する事 ② 職員以外の者の出張及び復命者の査閲に関する事 ③ 事務局職員の部分休業、休暇、勤務を要しない時間の指定その他服務に関する事 ④ 職員以外の者の部分休業、休暇、欠勤、勤務を要しない時間の指定その他服務に関する事 ⑤ 施設の管理及び使用許可に関する事 ⑥ 国、県の負担金、補助金、交付金及び委託金の申請に関する事 ⑦ 諸収入金の減免、分納、納期限の延長並びに繰上げ及び過誤納金の還付又は返納の承認に関する事 ⑧ 比較的重要な照会、回答、証明、通知、報告等に関する事 ⑨ 公簿類、図書刊行物、資料等の閲覧を許可し、又は謄本及び抄本の交付に関する事 ⑩ 諸収入金の調定及び収入命令並びに納期の告知に関する事 ⑪ 1件100万円以下の予備費の充用及び予算の流用に関する事 ⑫ 1件100万円以下の歳出に係る支出負担行為の決定及び支出命令に関する事

別表第2（第7条第2項関係）

事務局次長の専決事項
① 簡易な照会、回答、証明、通知、報告等に関する事 ⑪ 1件10万円以下の予備費の充用及び予算の流用に関する事 ⑫ 1件10万円以下の歳出に係る支出負担行為の決定及び支出命令に関する事 ⑬ 物品の出納命令に関する事 ⑭ 物品の検収に関する事